資料7



第5回営業秘密官民フォーラム(2019年6月10日)

最近の事例から見える 営業秘密の管理対策のポイント

弁護士知財ネット 専務理事 弁護士 林 いづみ

平成30年最高裁決定ー事案の概要

平成30年12月3日 最高裁第二小法廷決定(平成30年(あ)第582号不正競争防止法違反被告事件)

平成30年3月20日東京高裁第6刑事部判決(東京高等裁判所平成28年(う)第2154号)

平成28年10月31日 横浜地方裁判所第5刑事部判決(横浜地方裁判所平成26年(わ)第1529号)



起動時に 被告人 ID・パスワード VPN接続 会社貸与PC

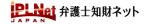
VPN接続

最終出社日の翌日7/27(土)早朝、会社に持ち込んだ私 物HDを会社貸与PCに接続し、会社サーバから商品企画フ ァイル合計5074件(12.8GB)のデータが保存された4フ オルダを私物HDに複製しようとしたが、データ容量が膨大 であったため、3253件を複製。

7/25にも4フォルダ複製を試み。

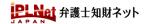


公訴事実2@会社テクニカルセンタ フ



事案の概要 (時系列)

| 2004年8月 | 被告人、入社 |
|------------------------------|---|
| | A自動車メーカーの開発部門で設計を担当 |
| 2006年8月頃 | 商品企画部商品企画室に異動、商品企画等を担当 |
| 2013年3月頃 | 人材紹介会社から、他のB自動車メーカー(転職先)のインド駐在員への転職を紹介される |
| 2013年4月19日~ | 転職先と数回の採用面接 |
| 2013年6月18日 | 被告人、転職先と就職の合意 |
| 2013年6月28日 | 7月末での退職を申し出 |
| 2013年7月11日 | 退職、承認。最終出社日は、7月26日と決まる 〔7月中旬以降、会社貸与PCから3月以前担当職務に関するものを含め大量のデータを頻繁に削除〕 |
| 2013年7月16日(火) 23:23~23:24 | (連休明けの火曜日) 【公訴事実1】の犯行@被告人方*被告人は「業務データ整理目的」と弁解 〔最終出社日の10日前-残務処理等の必要なし・18日に私物HDから私物PCへの複製の必要なし〕 |
| 2013年7月17日 | 退職者インタビュー(不正持出モニタリング対象になることの説明を受ける→同日未明に私物HDから私物PCへ データ複製) |
| 2013年7月25日 (木) | 【公訴事実2】の4フォルダの複製を試みるが途中で失敗 |
| 2013年7月26日(金) | 最終出社日。「荷物整理等のため」翌日の休日出勤を申し出て、上司に許可を受ける(会社PC返還せず) |
| 2013年7月27日(土) 8:41~10:06 | 【公訴事実 2 】の犯行@会社センター * 被告人は「記念写真の回収目的」と弁解〔4 フォルダ全体の複製に拘り写真を選別していない。他の自動車メーカーへの転職を目前に控え、最終出社日と定められた日の翌日の犯行。犯行後に会社PCを返還〕 |
| 正午頃~ | 被告人、小田原発の新幹線で家族旅行へ |
| 2013年7月29日(月) | 会社パソコンの操作ログを点検(モニタリング)して、被告人による大量のデータファイルの複製が判明 |
| 2013年7月30日 21:00過ぎ | 会社上司が被告人方で、旅行先から帰宅する被告人を待ち構えて、私物HD及び私物パソコンの提出を受けた |



最高裁決定 「不正の利益を得る目的」の有無を職権で判断

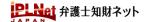
競合会社への転職決定後に退職を申し出た従業員が、退職日の直前に、会社貸与PCから、付与されていたVPN接続権限及びZ20フォルダ等へのアクセス権限を利用してアクセスし、営業秘密を複製したうえ、これを自己所有HDに転送して複製して領得した事実については争いなし。

被告人は**営業秘密該当性と不正の利益を得る目的を争ったが、**地裁判決(懲役1年執行猶予3年)が維持され、控訴・上告棄却。

最高裁は不正競争防止法21条1項3号にいう「不正の利益を得る目的」の有無について職権で判断(山本庸幸裁判長*「要説 不正競争防止法」(2002年))。

被告人の主張

- 転職先での参考目的なし
- 「不正の利益を得る目的」が認められるために、正当な目的・事情がないことに加え、当罰性の高い目的が認定されなければならず、情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどという曖昧な目的はこれに当たらない。



最高裁決定

「勤務先を退職し**同業他社へ転職する直前**に、**勤務先の営業秘密である前記 1 の各データファイルを私物のハードディスクに複製**しているところ、**当該複製は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もない**などの本件事実関係によれば、当該複製が被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは**合理的に推認できる**から、被告人には法 2 1 条 1 項 3 号にいう「不正の利益を得る目的」があったと言える。」

- ☞ 図利加害目的のうち、「不正の利益を得る目的」とは、公序良俗または信義則に反する形で不当な利益を図る目的のことをいい、自ら不正の利益を得る場合と、第三者に不正の利益を得させる場合とが含まれる。
- ☞ 退職者が情報を持ち出す場合、退職の記念や思い出のために持ち出したと弁解しても、具体的事実から「正当な目的が認められない」という消極的事実を認定して、自己または第三者のために利用する目的を推認することができる。

平成31年3月26日東京地裁判決(確定)

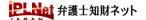
X社執行役員が、競合するY社に二重雇用中に、アクセス権限をつかってX社の① 従業員名簿(900名超の在籍全社員)等を領得、②特定顧客向け見積書を領得してY社に開示した事案(懲役1年罰金50万円、執行猶予3年)

不正領得の意思 判決は領得開示した前後の事実経過を具体的に認定して推認

「(2) 以上のような事実経過からすれば、本件当時の被告人が、Y社から、同社にとっての競業他社であるX社の営業や人材など事業活動に関する情報源としての役割を期待されていたことは明らかであって、被告人は、①本件見積資料については、Y社においてA社に向けての営業案件を担当していた社員から、X社のA社に対する人的単価などを知りたいなどと依頼されたことから、その依頼に応えるために領得して同人に開示したこと、②X社の従業員名簿については、Y社の人事担当者から、X社の人材引き抜きのための情報提供、協力を依頼されたことから、そのような要請に応えるためにスクリーンキャプチャ等を利用して領得したこともまた明らかというべきである。

すなわち、被告人は、新しい勤務先であるY社からの要請・期待に応えるために、本件各情報がX社の営業秘密であることを分かつていながら、領得・開示し、又は領得したものと認められる。他方で、被告人がX社の業務を遂行する上で本件各情報を領得する必要性はおよそ認められないから、各情報の領得は、X社の業務遂行以外の目的によることは明らかであって、その他の正当な目的があったことをうかがわせる事情も認められない。

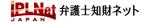
- (3) 以上によれば、本件各情報の領得又は開示は、それらがY杜の利益のために利用されること、又は被告人自身がY社からの要請・期待に応えることで高評価を得ることなどを目的としたものであったと推認され、このような目的は、不正競争防止法21条1項3号又は4号にいう「不正の利益を得る目的」に当たるものと解される」
- *X社は介護理由に休職中の被告人をY社で目撃したとの情報を受けて即時にアクセス権限停止し、ログ調査、X社、Y社から被告人への貸与PCを第三者機関によりHD保全・フォレンジック調査。膨大なX社営業秘密ファイルがY社貸与PCに保存されていた事実を証拠化して警視庁に相談。民事刑事の法的措置を進めたもの。Xの被告人及びY社に対する民事訴訟は継続中。



参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム





参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム

- ロ 台湾における営業秘密の保護
- ロ 就業規則で秘密保持義務を定めているから大丈夫?
- ロ 機密保持契約に関連するブランド使用許諾契約について
- ロ 韓国と日本の営業秘密保護について
- ロ 「我が社でも検討すべき?」AI・IoTの活用とデータ保護の問題について
- □ 農水知財 ~交配種 (F1品種) の保護~
- ロ 転職の自由と営業秘密の保護
- □ 訴訟記録の閲覧等制限による営業秘密の保護
- ロ パスワード どこに設定? いつ変更?
- ロ もう一度立ち返る秘密保持契約書の条項
- ロ 営業秘密侵害により被侵害者が受ける損害について
- □ 営業秘密の「使用」の意義及び立証